

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下これらを「新興感染症」という。）の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3第1項に基づき、同法第36条の2第1項第1号の措置（以下「病床確保」という。）、同項第2号の措置（以下「発熱外来の実施」という。）又は第3号の措置（以下「自宅療養者等への医療の提供」という。）を含む協定（以下「協定」という。）を締結した医療機関及び同法第36条の2第2項に基づき同様の対応を行うことにあらかじめ合意している公的医療機関等（以下これらを「協定締結医療機関」という。）が新興感染症の発生に備えて実施する施設又は設備の整備に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、協定締結医療機関が新興感染症発生時に協定に基づく対応を速やかに履行するために実施する次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

ただし、設備整備については、新規購入及び増設に限るものとし、既存設備の更新は除く。

- (1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な範囲の病室の感染対策に係る整備
 - ア 新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等
- (2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な範囲の病棟等の感染対策に係る整備
 - ア 多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
 - イ 病棟入口の扉の設置
 - ウ 病棟のゾーニングを行うための改修 等
- (3) 病床確保、発熱外来の実施又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲の個人防護具保管施設の整備
 - ア 個人防護具保管庫の設置
 - イ 個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等
- (4) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な範囲の簡易陰圧装置の整備
- (5) 病床確保又は発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲の検査機器（PCR検査装置）の整備
- (6) 病床確保又は発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲の簡易ベッドの整備
- (7) 発熱外来の実施に係る協定締結医療機関として必要な範囲のHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の整備

（補助事業者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条第1項による申請を行う時点において、協定締結医療機関である医療機関又は協定締結医療機関となる予定の医療機関のうち、知事が認める者とする。ただし、前条第1項第3号の整備事業については、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド（又はゴーグル）及び非滅菌手袋を当該医療機関における使用量2か月分以上備蓄することとしている医療機関に限る。

（補助基準額及び補助対象経費）

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表第2欄及び第3欄に定める額及び経費とする。

（交付の対象外費用）

第5条 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （5）その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内において知事が定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表の第1欄に掲げる区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額と、補助事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書は、福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- （1）収支予算書（別紙1）
- （2）事業計画書（別紙2）及び関係資料

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助金の交付額の増額を伴わない事業内容の変更で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助対象経費の10%以内の配分変更

(2) 補助対象経費の20%以内の減額

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(3) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(4) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認)

第10条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項に規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金概算払請求書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 13 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業完了報告書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業実績報告書（第 5 号様式）により、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付の請求)

第 15 条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業等が完了し、前条の規定に基づく実績報告を行って補助金の額が確定した場合は、福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付請求書（第 6 号様式）を提出して補助金の交付を請求することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に準ずるものとする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号に規定する別に定めるものは、取得価額の単価が 30 万円以上の機械、器具及びその他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

5 前項による承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第 18 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第 16 条第 1 項に定める財産の処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別 表

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
(1)病室の感染対策に係る整備 (第2条第1項第1号)	1室当たり 14,546,000円	個室整備等に要する工事費又は工事請負費(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む)	3分の2 以内
(2)病棟等の感染対策に係る整備 (第2条第1項第2号)	対象面積1㎡当たり 基準単価 239,300円	多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10 以内
(3)個人防護具保管施設の整備 (第2条第1項第3号)	対象面積1㎡あたり 基準単価 239,300円	個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の10 以内
(4)簡易陰圧装置 (第2条第1項第4号)	1病床当たり 4,320,000円	設備を購入するために必要な費用 (ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)	10分の10 以内
(5)検査機器 (PCR検査装置) (第2条第1項第5号)	1台当たり 9,350,000円		10分の10 以内
(6)簡易ベッド (第2条第1項第6号)	1台当たり 51,400円		10分の10 以内
(7)HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) (第2条第1項第7号)	1施設当たり 905,000円		10分の10 以内

※ 事業の実施に当たっては、協定の内容を踏まえて必要な範囲の数量を補助対象とする。

第1号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付申請書
____年度において、下記のとおり福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業を実施
したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金
____円を交付してくださるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 添付資料

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 関係資料
 - ①施設整備事業にあつては以下の書類
 - ア 工事設計図、事業予定箇所の写真等
 - イ 工事費仕訳書（見積書）
 - ②設備整備事業にあつては以下の書類
 - ア 整備する設備の仕様書・カタログ等
 - イ 見積書
- (4) その他参考となる書類

3 本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

第2号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金（中止・廃止）承認申請書

下記により_____年度福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

第3号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金概算払請求書
____年 ____月 ____日付け福島県指令健第____号で交付決定のあった福島県協定
締結医療機関施設・設備整備事業費補助金について、下記により金____円
を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

事 業 費	円
交 付 決 定 額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円
概算払を必要とする理由	

本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

第4号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業完了報告書
____年度福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令健第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

第5号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業実績報告書

____年度において、下記のとおり福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

(1) 収支精算書(別紙3)

(2) 事業実績報告書(別紙4)

(3) 関係資料

①施設整備事業にあつては、以下の書類

ア 補助事業完成後の施設の写真

(全景、主要部分、概況がわかる部分など)

イ 契約書、領収書の写し

ウ 竣工検査書又はこれに準ずる書類の写し

エ 補助事業完成後の施設の平面図や構造概要(補助対象区域を明示したもの)

オ 工事設計図及び工事費仕訳書(内訳書)

②設備整備事業にあつては、以下の書類

ア 補助対象設備の写真

イ 契約書、納品書、領収書の写し

ウ 対象設備の設置場所がわかる資料

(4) その他参考となる書類

第6号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金交付請求書
____年 ____月 ____日付け福島県指令健第____号で交付決定のあった福島県協定
締結医療機関施設・設備整備事業費補助金について、下記により金 _____円
を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 費	円
交 付 決 定 額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円

本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

第 7 号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

____年 ____月 ____日付け福島県指令健第 ____号で交付決定のあった福島県協定
締結医療機関施設・設備整備事業費補助金について、福島県協定締結医療機関施設・設備
整備事業費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 福島県補助金等の交付等に関する規則第 14 条の規定に基づく額の確定額又は事業実
績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
(要補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
参考となる書類 (2 の金額の積算の内訳及びその根拠となる資料等)

本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

第8号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者の氏名

取得財産処分承認申請書

____年度福島県協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金により取得した財産を
下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定に
より承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日福島県指令健第 号
- 2 補助金交付額
金 円
- 3 品目
- 4 取得価格及び時価
- 5 取得年月日
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由
- 8 処分予定価格

(注) 別に指示する資料を添付すること。